

# 第1章 啓発・交流の促進と尊厳の保持

## 【基本方針】

障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向けては、共生社会の理念の普及をはじめとして障害及び障害者に関する理解を促進し、あわせて障害者への合理的な配慮等について理解と協力を得るために、地域の幅広い市民の参画による啓発・交流の促進に努めます。

### 目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規：新たに取り組む事業

## 第1節 人権尊重に根ざした取り組みの推進

社会のだれもが障害者への合理的配慮を実践し、障害者が社会の構成員として尊厳を持って生きられるように、共生社会の理念の普及や、障害者差別の禁止に向けた環境づくり、障害者虐待防止法を踏まえた障害者虐待防止対策などを推進します。

### (1) 共生社会の理念の普及

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①広報などによる啓発の推進	<b>市政だよりへの啓発記事掲載（録音版・点字版含む）</b> 市政だよりの記事の掲載について、わかりやすい紙面づくりをするとともに視覚障害のある方を対象に録音版や点字版を発行します。障害者週間等の機会に障害者理解を深めるための記事を掲載します。	B	広報課、障害者支援室
	<b>広報番組「虹色ねっとわーく」への啓発番組放映</b> 障害特性などの理解を深めてもらう啓発番組を放映します。	B	広報課
	<b>電光表示板による啓発</b> 障害者週間などの啓発を電光表示板を活用して行います。	B	広報課
②企業への啓発冊子（障害者雇用含む）	冊子「企業はいま」の発行などを通じて公正採用や障害者雇用率の順守などの啓発活動を行い、障害者の就労支援を行います。今後は冊子の配布先の拡大等を検討します。	B	労働雇用政策室

## (2) 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の一層の理解の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①人権問題啓発事業	憲法週間・強化月間・人権週間などに伴い、さまざまな人権啓発事業に取り組んでいます。障害がある人も、ない人も誰もが住みやすい社会づくりのため、人権意識の向上を図る取り組みを推進します。人権啓発事業が障害者に関する内容の場合には、地域福祉の分野と連携して、わかりやすく参加しやすい事業を行います。	B	人権啓発課
②障害者理解啓発事業	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の障害特性について正しい理解を深めるため、講演会を開催する等啓発に努めます。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課
	<b>障害者週間啓発事業(街頭キャンペーン活動)</b> 「障害者週間」(12月3日～12月9日)に開催するイベントや街頭キャンペーン活動等を通じて障害に対する正しい理解の促進に努めます。	B	障害者支援室
	<b>精神保健福祉講演会</b> 広く市民に精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	B	保健所健康づくり課
	<b>啓発リーフレットの作成</b> 広く市民に障害特性について正しい理解を深めるため、啓発リーフレットを作成します。	B	障害者支援室
③市の職員や福祉・保健の従事者に対する研修	市の職員や福祉に係わる人材に対して、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の一層の理解の促進を図る研修を検討します。	B	障害者支援室、保健所健康づくり課

### (3) 障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害者権利条約等の周知	障害者が安心して自立した生活が送れるようにこの条約等の周知に努めます。 【コラム参照】	B	障害者支援室
②障害者差別の禁止	<b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の周知</b> 障害者基本法に規定されている障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等について、具体的な措置を規定する障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の周知に努めます。	新規	障害者支援室
	<b>合理的配慮の提供</b> 障害者差別解消法では、国・地方公共団体等においては合理的配慮の提供を法的義務として規定しています。障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去を推進していきます。	新規	障害者支援室
	<b>障害者差別解消支援地域協議会の設置</b> 市内関係機関により組織する「障害者差別解消支援地域協議会」について、その設置を検討します。	C	障害者支援室

#### 障害者権利条約

この条約は、固有の尊厳、個人の自律及び自立を尊重すること、差別されないこと、社会に完全かつ効果的に参加すること等を一般原則とするとともに、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進することを締結国の一般的義務としています。このような考え方は本市が本計画を推進してきた理念と一致するものであり、障害者が安心して自立した生活のできるまちづくりに向けて、この条約等の周知に努めます。

## (4) 成年後見制度等による権利擁護

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①成年後見制度利用支援事業等	市民生活を維持するために、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。 また、権利擁護の新たな担い手となる市民後見人の養成および法人後見の支援に努めます。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所健康づくり課、保健所保健センター、福祉企画課、高齢介護課、委託相談支援事業者、大阪府
②地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）	福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するために、ニーズに的確に応えられる実施体制の確立を進めます。安定的な事業運営のために補助金水準について国に働きかけていきます。	A	高齢介護課

## (5) 虐待防止対策の充実

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害者虐待防止法の周知・啓発	障害者に対する虐待防止についてより一層啓発していきます。	B	障害者支援室
②虐待防止にかか る体制づくり	関係機関との連携を一層強化し、虐待事例に対応する体制、システムの充実を図ります。	A	障害者支援室
③養護者への支援	相談、助言などの支援や各種サービスにつなげたり、家族会への参加やカウンセリングの利用を勧めたりすることにより、負担の軽減を図ります。	B	障害者支援室、福祉事務所、保健所保健センター、委託相談支援事業者

## 第2節 福祉教育の推進

障害者の人権について市民の理解と認識を深めるための活動を一層促進します。

障害者が自立した日常生活及び社会生活を過ごせるように、地域住民と障害者が気軽に集い、交流できるような取り組み、また地域福祉の分野等と連携した啓発活動の展開など、様々な機会を捉えて障害のある人とない人との相互理解を深めます。

障害及び障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、ライフステージに応じた福祉教育を推進します。

自治会や市民団体等が行うスポーツ、レクリエーションや文化活動へ障害者が参加できるように、地域のボランティア活動を支援します。

### (1) 地域におけるふれあいと交流の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①ふれあいのつどいの開催	文化的事業や障害者施設の自主製品の展示などを通じて交流し、障害についての正しい理解を深めるイベントを開催します。	B	障害者支援室
②障害者の地域活動への主体的な参加	地域における自治活動と障害者等の民間団体の連携を深め、障害者が地域活動へ主体的に参加しやすいように、継続的な働きかけを行います。例えば、校区福祉委員会が取り組む小地域ネットワーク活動において、障害者を含む要援護者に対して交流やグループ援助活動等を行っており、その中で地域活動への主体的な参加を促します。	B	障害者支援室、福祉企画課

## (2) とともに学び、ともに育つ教育の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①「みんなしあわせに」の発行	「みんなしあわせに」の編集委員会のもとに福祉教育教材の内容充実や電子データ化など広報手段の多様化に努めます。	B	学校教育推進室
②子どもに対する福祉教育の充実	これからの社会の担い手となる子どもたちが、障害者福祉や高齢者福祉をはじめとする社会福祉について正しく理解し、思いやりと助け合いの心を育めるよう福祉教育の充実を図ります。	B	学校教育推進室
③障害のある子どもと障害のない子どもがともに育ち、ともに学べるよう地域でのふれあい活動を推進	<b>特別支援教育の推進</b> 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に努めます。(特別支援教育の推進)【第4章「第2節特別支援教育の促進」参照】	B	学校教育推進室
	<b>支援学校、支援学級と地域との連携強化</b> 支援学校に通う子どもたちが小学校の行事に参加するなどの交流を進めるとともに、将来にわたって地域との関係が途切れないように、支援学校、支援学級と地域との連携を強化します。	B	学校教育推進室、障害者支援室、福祉事務所

## (3) 地域のボランティア活動の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①地域のボランティアの育成	障害者の地域活動や社会参加を手助けできるようボランティアの育成に努めます。	B	福祉企画課、障害者支援室
②精神保健福祉ボランティア講座	精神保健福祉とボランティア活動について学び、精神障害者の地域生活を支援するボランティアの養成を支援します。ボランティアグループと地域や病院との連携を促進します。	B	保健所健康づくり課

## (4) 企業の障害者理解の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①企業のCSR活動と障害者の自主製品のマッチング	企業の社会貢献活動として様々な機会に障害者の自主製品について知ってもらい、販路拡大につなげます。	C	労働雇用政策室
②企業のボランティアの育成	企業の社会貢献活動として、障害者の社会参加に関するボランティアの育成について検討します。	C	労働雇用政策室